

平成十六年四月六日受領  
答弁第四七号

内閣衆質一五九第四七号

平成十六年四月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員海江田万里君提出首都高速中央環状新宿線における排気塔・換気所建設計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員海江田万里君提出首都高速中央環状新宿線における排気塔・換気所建設計画に関する質問  
に対する答弁書

一について

平成十六年一月七日に行われた石原国土交通大臣の首都高速中央環状新宿線の視察は、道路関係四公団民営化の基本的枠組みの中の取組事項の一つである建設コストの削減の先進事例を把握するため、当該路線で実施されているシールドトンネル工事における建設コストの削減や事業のスピードアップ等に関する取組状況を聴取する目的で行われたものである。

二について

首都高速道路公団は、平成十四年度に三回、平成十五年度に十回の説明会を開催しており、各説明会においては質疑応答の時間を設けるなど、地元住民との話し合いを行いつつ、事業を進めていると承知している。

三及び四について

首都高速中央環状新宿線の建設に当たっては、平成二年七月（目黒区青葉台・豊島区南長崎間）及び平

成四年十二月（豊島区南長崎・豊島区高松間及び豊島区高松・板橋区中丸町間）に「環境影響評価の実施について」（昭和五十九年八月二十八日閣議決定）及び東京都環境影響評価条例（昭和五十五年条例第九十六号）に基づき環境影響評価が行われ、その後、平成十年十一月（目黒区青葉台・豊島区南長崎間）、平成十一年三月（豊島区南長崎・板橋区中丸町間）、平成十五年三月（目黒区青葉台・豊島区南長崎間）及び平成十六年三月（目黒区青葉台・豊島区南長崎間）に東京都環境影響評価条例に基づき予測・評価の見直しが実施されており、大気汚染、騒音、景観等についての環境影響の評価がなされ、環境の保全について適正な配慮がなされた建設計画となっているものと承知している。

なお、現在、首都高速道路公団においては、首都高速中央環状新宿線について、トンネル換気所への機械式脱硝装置の設置に併せて、換気塔の計画についても必要な検討を行っていると承知している。

## 五について

一般に、道路ネットワークの一部区間を特定の車両のみの通行の用に供することとすれば、都市交通の円滑化等の道路本来の整備効果が十分に発揮されないおそれがあるものと考えている。